

中で考えていきつつ、市内のまちなか美術館というものも1か所だけでなくて幾つかあって、長井市というのはどこへ行ってもいろんな美術品があったり、市民が発表する場所があったり、そういうものがあるって本当にいいよねって、買物のついでにちょっと寄ってみようねとか、子供も一緒に連れて行って見ようねとか、やはりそういう長井市が文化に取り組むという、そういう形ができていけばいいのかなと非常に思っております。何かそういうことを考えると、私、何かうれしくなって、本当にできるところから始めていただきたいと思います。

市長の答弁は、最終的には美術館というものも考えていかなくちやならないんでないかなど、いろんな課題はあるとおっしゃってますけど、当然でございます。やはりみんなで文化のまち長井をつくっていきたいと思います。本当に夢のある、夢だけじゃなくて、すぐ現実的なものになるんじゃないかなと思っております。市長、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後にそこを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

## 鈴木一則議員の質問

○浅野敏明議長 次に、順位7番、議席番号1番、鈴木一則議員。

(1番鈴木一則議員登壇)

○1番 鈴木一則議員 政新長井の鈴木一則でございます。よろしく願いいたします。

連日暑い日が続いていますが、関東甲信地方が昨日ようやく梅雨入りいたしました。1週間遅れということで、東北は今週末にかけてという予報のようです。毎年、異常気象による集中豪雨が発生していますので、災害発生時の対応を念頭に置かなくてはならない季節となつてき

ました。

新型コロナウイルス感染は県内では第四波の下げ止まり感が出ていますが、ゴールデンウィークの人出の影響がここまで延びている状況を感じる時、今後の観光などによる人の移動により、第五波という予想がされていますので、新型コロナウイルスワクチン接種による免疫抗体を持つ方の抑止効果を期待したいところです。

ワクチンを1回以上接種した人が国内で約14%になり、65歳以上の高齢者の1回接種は約33%、2回目も約6%という報道がありました。県内の65歳以上の方への接種状況は、1回目終了者が44%を超え、順調に進んでいると感じています。連日対応されている医療従事者や接種準備等に尽力されている皆さんに感謝申し上げます。

国では企業による職場接種や大学生の接種を進め、7月中には64歳以下の接種も進めたいとの意向ですが、インド株の感染の脅威も新たに出ていますので、東京オリンピックを控え、移動の活発な若い方への接種が少しでも早まってほしいと思います。

このたびの私の質問は2点です。順次ご質問をいたしますので、ご答弁よろしく願いいたします。

1つ目の質問は、新産業団地整備について、市長にお伺いをいたします。

初めに、新産業団地整備の進め方についてです。

3月、産業活力推進課より、長井市農村地域産業導入実施計画変更業務の令和2年度業務の成果物の概要について説明をいただきました。長井北地区とともに今泉地区が新規地区としての事前調査が行われ、整備に向けた一歩と理解したところです。

この実施計画では、長井北地区、いわゆる成田の工業団地の継続と今泉地区を想定した新規地区を導入する内容となっています。長井北地

区は農工団地と認識していますが、今泉地区も同じ考え方の手法でしょうか。

新産業団地に関しては、3月議会の内谷議員の一般質問に答えられています。この計画では産業導入地区の考え方が、農村地域の住民が永続的に居住できるよう、必要な優良農地の確保及び地域農業に資することを前提としつつ、安定的な他の産業への就業機会を選択肢の一つとして創出する必要があること。また、導入と相まって促進すべき農業構造の改善の目標として、認定業者等や生産組織の育成も図る内容となっています。

つまり農村地域の就業機会の確保という点での事業であるという目的は理解しますが、一方、企業振興の点からすれば、成田地区は田畑を取得して整備していくため、事前の手续が煩雑で時間がかかり、スムーズな誘致のネックとなり、工業団地整備の手法としては不十分ではなかったでしょうか。

私は新産業団地は区画が事前に整備され、そこに企業が張りつくという手法であれば早期の操業ができるというメリットになり、企業も進出しやすい環境となると考えます。市長が考えられている今泉地区の産業団地整備の手法について伺います。

2つ目は、進出企業や誘致企業等の見込みについて伺います。

一昨年に新産業団地に対する企業立地動向調査を実施され、市内数社が移転の意向を示され、移転、造成についても40%の事業所が検討されているという報告を受けましたが、その後の動きはどうでしょうか。

また、誘致を進めるに当たっては、整備される地域のメリットもあることが必要であります。施政方針では交通の利便性を上げられています。先頃説明があった令和4年度の長井市重要事業要望では、新潟山形南部連絡道路の事業推進と新産業団地の整備及び企業誘致を合体した

ものになりました。

先日の山形新聞に上山市が整備した東北中央自動車道かみのやま温泉インターチェンジに隣接するかみのやま温泉インター産業団地に配送センターが建設される記事がありました。進出企業は東北中央道へのアクセスと、山形自動車道を含めたダブルネットワークが決め手になったというものでした。

令和5年度に新潟山形南部連絡道路梨郷道路が竣工予定です。東北中央自動車道とのアクセスが向上いたします。また、新潟山形南部連絡道路の小国までの未調査区間が整備格上げとなれば、日本海側と太平洋側を結ぶ拠点として有望な地域と考えます。

また、県内でも集積のある寒河江市中央工業団地、さきのかみのやま温泉インター産業団地など、交通アクセスはもとより、土地の価格をはじめ各種条件、立地時の優遇措置を示し、勧誘しています。全国の産業団地や工業団地を見ても、誘致や進出企業に多様な工夫が見られ、共通的な点では税負担軽減等のための補助金等の交付などです。

さきの調査でも資金面の助成や誘致に対する誠意が期待されています。整備に当たって考えられる優遇制度について、併せて伺います。

次に、団地のインフラ整備と推進体制について伺います。

3月議会の答弁では、5ヘクタール以上になれば農林水産大臣許可で地権者の方に開発同意をもらっておいて、立地企業が場所を選んで整備するという説明であったと思います。

私が考えていた団地化整備では、整備に際して関係法令等やインフラを調べたところ、企業が遵守すべきもの、整備する自治体が行わなければならないことの多さに驚きました。相当なエネルギーが必要ですが、答弁では立地企業に任せるということであり、本当に立地が進むのか疑問です。理解不足であればご指摘ください。

通常、誘致する自治体として企業進出前に整備が必要なインフラも多くあります。道路整備、敷地整備、工業用排水及び処理施設、高圧電気の受変電設備など、相当数あります。最終的な団地規模により、必要とされるものもあるようです。企業立地は立地しやすい環境があつてこそと思いますが、この事業ではどうなされるのでしょうか。

実施計画では、令和4年度から事前相談、令和5年度には法令等の諸手続、用地買収などが計画されています。市の重要事業要望では、産業団地に関し、県、国への支援の要望を行いますが、許認可は結構大変と感じます。団地整備要望は、当初、県が主体になっていただくよう整備を行っていましたが、県は他の団地が余っていないからなどの理由で積極的ではありませんでした。企業誘致のパンフも東北中央自動車道や山形自動車道沿線の工業団地のみの掲載で、状況は変わっていないようですが、許認可を早く進める上では県の関わりが多く、支援を取り付けることは重要と思います。当面、独自に進めるに当たっての整備方法や推進体制について伺います。

次の質問は、職員の働き方の現状とメンタルヘルスケアについて伺います。

初めに、複雑多岐にわたる業務への対応と今後の組織運営について伺います。

近年の人事異動では、所管課を超えた併任辞令が多く出されていると感じています。今年度は大きな機構改革、4月は旧市庁舎から新市庁舎へ移転やコロナウイルスワクチン接種に係る対応もあり、緊急対応で仕方がないものですが、5月1日付では、公共複合施設整備やデジタル推進、総合政策課との兼務など、また、観光交流課の2名体制の課長、室設置の管理職など、今までにない人事に驚きもあります。

従来は併任ではなくプロジェクト辞令、重点課題を短期かつ集中的に解決する課の設置など

で市長の施策を実現してきたものと思っています。デジタル技術の活用や環境課題など、国や世の中の動きも速く、それに合わせて対応、対策のための取組も必要で、複雑多岐にわたるための対応が必要となっていると理解しますが、そもそも今の行政組織の在り方では膠着化は避けられないのかもしれないと思います。全国の自治体でも複雑、広範囲な対応のためにグループ制なども試行したところがありましたが、有機的かつ継続されている例はあまり聞きません。現状と今後の組織運営について、市長にお伺いをいたします。

次に、最近、精神や健康の問題で休職や療養をしている職員のことを耳にします。多いという感じを持っています。

先日も総務課づけの若手職員の異動のお知らせをいただきました。現在、思った以上に休職や療養のため休んでいる職員、繰り返して休む職員が多くいるという話を聞きますが、実態はどうですか。職員の状態や原因など把握できているのでしょうか。

2016年に川西町の職員の痛ましい事件があり、第三者委員会の報告で感じたことは、職場の方々の認識のずれがあつたことと、その職員のサインを見落としていたのが原因と感じました。

今の働き方の現状は、仕事が多様化して周りに関わることができなくなっていることから、全て自己責任、一人で抱え込むという環境になっているのではないのでしょうか。以前のように、係長を筆頭として係内のコンセンサスやコミュニケーションが取れている体制となっていない現状ではないかと思われませんが、気づく人がいない実態、相談体制の不備もあるのではないのでしょうか。庁内の現状把握について、副市長にお伺いいたします。

次に、職員のストレスチェック診断の活用はしっかり行われているのか、診断に現れない実態の把握は重要ではないかについて伺います。

平成26年に労働安全衛生法が改正され、事業者に対し職員のストレスチェックを義務づけています。市では総合検診時にチェックリストを提出し、業務委託先の財団法人やまがた健康推進機構が判断し、該当者は産業医の診断を受けるという認識です。

職員が元気に就労を続けられるよう、厚生労働省の指針には職場におけるメンタルヘルスケアの対策として、1つ、メンタルヘルスケアを推進するための教育研修、情報提供、2つ、職場環境等の把握と改善、3つ、メンタルヘルス不調の気づきと対応、4つ、職場復帰における支援の4つの取組が掲げられています。この中で重要と思うのは、3のメンタルヘルス不調の気づきと対応ではないでしょうか。

さきの質問でも取り上げた、業務が多様化して、1人1業務以上で、相談もできず抱え込むという状況を職場内で早く察知する、相談対応ができる、つまりラインケアが働くことではないでしょうか。上司がしっかり察知し、対応できる能力を持つことが重要と考えます。

ストレスチェックは職員自らが記入し、専門家が判断する検査として義務づけられています。職場内での気づきに重点を置いて対策を講じられるべきと思います。副市長に伺います。

また、復帰に向けた対応も慎重にすべきです。再発してしまう職員も多いようです。復帰を間近にして、ストレスを感じる例もあるようです。また、頑張っている職員についても配慮が必要と思いますが、対応について併せて伺います。

最後に、併任辞令等による業務の過多の心配はないかについて伺います。

配置職場以外の併任辞令が2つ、つまり3つの業務を掛け持ちの状況の職員がいると聞きました。業務の多様化に対応した併任辞令について、さきに質問いたしましたが、併任辞令の当該職員の業務遂行の大変さ、それに伴うストレ

スはもちろん、その職員が業務から抜けることによって、その業務をカバーする職員、職場のフォローが必要になると考えます。そのためにさらに業務が負担になっていくわけですから、どちらも体調を崩さないか心配します。この対応策はどのように図られているのか、副市長にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 鈴木一則議員から、大きく2点、ご提言、ご意見をいただきました。

まず最初に、1点目の新産業団地整備についてのご質問でございます。

議員からは、長井北地区、長井北工業団地です。ね、農工団地として認識しているが、今度計画している今泉地区も同じ手法なのかという点、あともう一つは、成田地区は田畑を取得し、整備していくため、事前手続きが煩雑で時間がかかり、スムーズな誘致のネックとなっている印象があると、今度の今泉地区の産業団地整備の手法はということの、まず最初の2点でのお答えでございます。

長井北工業団地の経過につきましては、議員のほうからもご紹介がございましたけど、その当時の農工法、これは農村地域工業等導入促進法に基づく農工団地として、昭和47年に実施計画をつくりまして、昭和56年に実施計画の見直し、変更計画を策定しております。その後、30年以上たってからの平成29年に法改正が行われまして、農工法から農産法ということで、今度は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に改正がなされ現在に至っております。

この改正によりまして、それまで立地を促進する企業の業種が工業等5業種に限定されておりましたが、5業種に限らず幅広い業種の立地促進が認められることとなりました。

現在、長井北工業団地には誘致等に活用でき

る一帯となった用地が少なくなったことから、ほとんどないということですね。新潟山形南部連絡道路、地域高規格道路の開通により、交通の要所となる、かつ一体として用地の確保の見込みがある今泉地区に、新たな農産団地のエリアを追加するといった手法で団地整備を進めていく予定でございます。

議員もご承知のとおり、長井市ではこの手の、いわゆる分譲する工業団地って造ったことないわけですよね。多分、置賜地方でもうちぐらいじゃないでしょうかね、ほかのところは大体造ってるんですけども。ですから、整備手法については、正直言ってやったことがありませんので、みんな手探りで不安がいっぱいです。でも今回は、いわゆる地域高規格道路、準高速道路のインターの立地するところから1キロ以内は農振法の除外の特例があるんですね、だから今回はできると思ったわけですね。

これは4年ほど前に一度、農林水産省の本省のほうから担当課長補佐にお越しいただいて、東京でご指導いただいた経過がございます。ご承知のとおり、5ヘクタール未満ですと県知事許可、5ヘクタール以上ですと大臣許可になりまして、当初は5ヘクタール以下の小規模でと考えていたんですが、この農業振興地域の整備に関する法律の除外の特例には1つ条件がありまして、立地する企業がある程度決定していることということが条件としてあるんですね。私どもも事前にいろいろなところに声をかけて、この後の質問でお答えさせていただきませんが、市内の企業の皆様にアンケート調査とかいろいろな意向などをお伺いしましたが、それ以外にも用地を探している企業がないかということで、実は非公式にいろいろ当たったところ、ぜひ検討したいということで、その企業が5ヘクタール程度必要だということで、これ一発で5ヘクタールですから、したがって大臣許可ということで少し大きく規模を考えて、この整備を行っ

ていきたいと考えております。

整備手法といたしましては、長井北工業団地のような手法、いわゆるオーダーメイドではなくて、まとまった一体の用地を確保して整備し、分譲販売するといったレディーメイドのタイプで行ってきたいと考えているところです。

なお、やはり私どもでは今までこうした経験がございませんので、様々な情報を県、あるいは上山市が議員からも紹介がございましたけども、直前に上山市の温泉インターのところ整備をやって、ようやく今分譲するところですね。開通したとき、2年前か3年前か、あのときはまだ工事を始めたところだったんですけども、そんなことなので、上山市からいろいろな手法や、あるいは優遇措置も含めて学びたいなど考えているところでございます。

2点目の、進出企業や誘致企業等の見込みについてということですが、議員からは、令和元年に企業の意向調査が実施されて、市内数社が意向を示したと聞かすが、この後の動きは、整備に当たって考えられる優遇施策はというお尋ねでございます。

令和元年度に実施しました企業意向調査は、工場の拡張や移転等の立地動向を調査し、新産業団地のニーズを把握するため実施いたしました。この調査では、市内製造業で従業員数がおおむね10名以上の45社を抽出し、聞き取りを行い、その中で社屋の増改築や移転計画があるかという項目で45社中18社、40%で増築、移転の計画があるという結果が出ております。

加えて、新たな産業団地の必要性を問う項目では、市内で移転するまとまった土地を確保できない等の理由もあり、約3割の企業が新産業団地の必要性を支持するといった結果が出ております。この調査後、より具体的な増築、移転計画をお持ちの企業、新産業団地への移転希望をお持ちの企業が数社ございましたので、現在は個別に情報交換等を行っているところでござい

ます。その詳細については、ちょっと守秘義務がございましたのでこの場ではお答えできないんですが、ご理解いただきたいと思えます。

そもそも今回、新産業団地を、いわゆる地域高規格道路のインター周辺に特例があるからということで考えたわけですが、その理由というのは鈴木議員もご存じのとおり、古く言えば郡是製糸株式会社ですね、郡是製糸は本当はもっと拡張したかったらしいんですが、用地が協同薬品工業株式会社さんにも売ってしまったということもあって、結局、寒河江市に本体が移ってしまったと。最終的には寒河江市に全て移ったわけですね。あと、協同薬品工業も平成の初めですかね、市内に工場用地がないということで市外に製造業、本社じゃないですが、工場のほうが移転したということ。それから、昭和の終わりぐらいから平成にかけて、東山工業団地、これは飯豊町のほうに市内の4社ぐらいの企業が移転しました。長井市から大体向こうに全て移ったという会社もあります、ほとんど製造拠点を飯豊町に移されてしまったと、それもやっぱり立地する場所がないということだと思っております。

そんなことから、今ある企業の中でも大変いい、業績がいい会社なんです、福島県に移るということで用地を検討中だという情報をいただきまして、それからやっぱりまた行かれてしまったんではまずいと、困るということで、今回こういった計画にしたところでございます。

また、優遇施策についてでございますが、国の施策といたしまして、地域未来投資促進法に基づく不動産取得税の減免措置や、地方拠点強化税制によりまして、県内に本社機能、あるいは研究所機能を拡充したり移転するということで、特別償却や税額の控除、不動産取得税、あるいは様々な税措置の優遇、減免措置などがあるようでございます。

県の施策では、山形県企業立地促進補助金が

ございまして、立地する場合の補助対象経費の規模により、補助対象経費の5%から20%程度の補助制度がございまして、長井市では企業立地促進補助金がございまして、市外から本市に新たに立地する、あるいは市外にある工場を長井市に移転する、既に市内に立地し、新たに市内に1億円以上の土地を取得して工場を新設、増設する場合など、土地、建物の整備等取得費を対象に1億円を上限とし、補助するものでございます。

これら国、県、市の補助金等を含め、税制面や資金面など企業のニーズをお伺いしながら検討を行ってまいりたいと思えます。

この質問の最後でございますが、新産業団地のインフラ整備と推進体制についてでございますけれども、議員からは、新産業団地の整備に際しての関係法令等やインフラ整備等、相当なエネルギーと準備が必要だと。令和4年度から事前相談、令和5年度には法令等手続、用地買収などが計画されていると。県が積極的でない状況は変わってないようだが、独自に進めるに当たっての整備方法や体制について問うということでございますが、先ほど申し上げましたように、正直なところ、私ども長井市では経験がない事業でございますので、そういった意味ではしっかりと推進体制を取っていかなくちゃいけないと考えております。

新産業団地の整備については、新潟山形南部連絡道路と国道113号が交わる交通の便が有利なエリアを計画しており、整備に関しましては、農地法や農振法をはじめとする関係法令等の遵守が費用です。高速道路の出入口付近、いわゆるインターチェンジ付近や農村地域への産業の導入の促進等に関する法律で整備が決まった区域であれば、農地転用や農振除外の手続が可能となり、整備事業が進めやすいということもございまして。それは先ほど申し上げました特例措置ということでございます。

進め方といたしましては、現行計画の計画変更を行いまして、住民への説明、これは農振法の計画変更ということだと思いますが、地権者への理解、説明、また開発の同意を得た上でハード面での敷地整地、上下水道整備等々のインフラ整備と関係者の関係機関との調整など、計画的に進めてまいりたいと思います。

当然整備に向けては商工振興課が主体となって進めてまいります。庁内関連部署、例えば農林課はもちろんございますが、建設課、上下水道課等々と連携をしていく必要がございますし、国、県との協議も必要と考えます。県からの指導、助言、協力を得ながら、連携した事業推進体制が必要であると考えております。

また、並行して、令和元年度の意向調査において移転等を考えていただいている企業もございますし、例えば首都圏等々から山形、東北に立地を希望する企業などの紹介もいただき、その情報をいただきながら誘致のいわゆる営業活動、PRも行っていく必要がありますので、今年はまず準備室みたいな形なんです。来年度は本格的な事業を展開するための体制を整えていきたいと思っております。

続きまして、2点目の職員の働き方の現状とメンタルヘルスケアについてということで、私のほうからは、まず1点だけ、複雑多岐にわたる業務への対応と今後の組織運営についてということのお尋ね、ご提言でございます。

確かに鈴木一則議員おっしゃるように、正直なところ、今年は特に人事をどんどん、乱発という言い方はおかしいですけど、これはやっぱりやらなきゃいけないための体制づくりには、どうしても時期を見てなんて言ってもらえないと。特に新型コロナウイルスのワクチン接種等々については、現場の担当課、健康スポーツ課、今までの健康課にスポーツ課が関わったので、人はいるんですけども、もうてんでこ舞いで土日も夜も本当に大変な状況です。高齢者の65歳以

上の接種については、まずめどがついてるわけです。それで手いっぱいなんです。そうすると、その次の64歳以下の計画をどう立てるかかっていったら、とてもとても立てられる状況じゃないということで、昨日もお話ししましたが、でも、大変イレギュラーなんですけども、突然4名の職員の辞令、辞令を出す場合は、それぞれの部門、例えば産業であったり厚生であったり教育であったり総務であったり、そういった部門の、まずは参事とか課長と相談して、本人の了解を得て、例えば1か月間だけということに人事を出して、その状況の中でやっていくということを直近だとやっております。

あと、それ以外にも今年は4月に人事を出して、5月に出して、5月の途中でもちょっと小さい人事がありました。やっぱりどうしても職員によっては人間関係とか悩んでる場合があります。私も市長に就かせていただいて大分たつんですが、最初の頃は本当に休職される方が多くて、また、あとなかなか苦しくて退職された方もいらっしゃいますし、あと、大変残念なこともありましたし、そういったことから、特に人間関係と、あとはどうしても、この後の副市長の答弁でもあると思うんですが、ご家庭の状況やら、その人の一人一人の置かれてる状況が違いますんで、そういったところを十分に配慮する必要があると。その場合は、こんな途中で人事なんてあり得ないということは、もう一切なくしました。ですから、職員もきちんとやっぱりモチベーションを持って働けるように、あと、その職場もそれによって悪い影響がないように、ちゅうちょなく人事を出すいたしました。

まずそんなことが前提にありまして、今回組織で、特にプロジェクトチームじゃなくて、兼務の辞令というのを最近多発してるんですね。特に昨年のデジタル推進室については、事務局も含めて兼務の職員、全庁にわたって15名の兼

務辞令を出しました。兼務された人は大変なんじゃないかって私も思っていたんですね、ですからそういうことはしないほうがいいと思ってたんですが、どうやらそうでもない。

それは、私どもで内閣府のほうに職員を、今は4人目行っておりますけども、内閣府のほうに最初行った職員などに聞いたら、兼務をもらってるんですよ。大丈夫かと、そんなんしたら自分でも混乱するだろうし、すごく忙しくて大変なんじゃないかって言ったら、いや、そうではないんだと、それが内閣府は当たり前なんだと。むしろそのほうが自分も勉強になるし、かえってすっきりして辞令をもらったほうがいいんだって言うんですね。

詳しいことは割愛しますが、そんなことから、組織として明確な目的、それを辞令をもらった本人が分かっているならば、そしてその職場で、それをみんなで認めてれば、むしろそのほうがいいということですね。プロジェクトですとよく分からないものですから、そのまず担当課長とか担当係長とか、よく分からないんですね。ところが、兼務ですと、こうこうこういうことの兼務だってあらかじめその課長とか上司、係とか、そういったところに説明いたしますんで、むしろその兼務辞令をもらった人を、やっぱり周りでみんなで協力するし、それが自分たちの、については課全体の仕事をうまくやる上でも決してマイナスではないと、そういう考え方に私はもうなってきたらと思っております。

非常に抽象的な話で恐縮でございますが、ちょっと少し読ませていただきますと、新市庁舎移転のための準備室など、短期集中対応が必要な事項や新型コロナワクチン接種など、緊急の対応が必要な事項に対して、職員には併任、兼務という形で市を挙げての体制を行っていただいているところです。

一方、かねてより申し上げておりますように、

今までの国や県の組織機構に合わせた、いわゆる縦割りの組織体制では、住民に一番近いところで行政を担う市町村の行政課題解決が難しくなっているのが現状であります。課と課の間の領域にある行政課題の解決のためには、組織横断的な協働が必要であると感じまして、平成27年度から部門ごとに参事を配置し、横の調整を図ってまいりました。ご案内のとおり、教育事務の一部を市長部局に移管するなど、今までにない組織機構の見直しを行いました。これについても私たちに課せられた行政課題に対して、市を挙げて挑戦していくための布石の一つでございます。

そして、このたびの併任辞令は、その行政課題の解決に多くの職員の多様な能力を受けていただくためのものでございます。今までのプロジェクトチームが短期的な課題対応のためのものであるとすれば、今回の併任辞令は、ある程度中長期的、もしくは重要な課題に対して取り組んでいくための人的対応であります。決して個々の職員に本人のキャパシティを超えた要求をするのではなく、職員の本務は本務、本来の業務として、長井市のまちづくりをより広角に見据えていただき、全体的なまちづくりに対する意識を養っていただくことも大きな目的でございます。それにより、さらに組織横断的な行政課題対応が進むことを期待しているものです。

5月6日に新市庁舎が開庁し、これまでの意識を一新し、新しいデジタル技術を活用し、市民サービスの向上、喫緊の課題や重要政策にも取り組んでまいります。何より分散していた課を1か所に集約しましたので、市民の皆様の利便性を向上するとともに、迅速かつ丁寧な窓口対応を行っております。職員一人一人の能力やモチベーションが最大限発揮できる、生かせるよう、職員の意欲や適性などを考慮した適材適所の配置や、男女を問わず職員の能力が十分に



発揮されるような配置、再任用職員の能力や経験等を活用するため積極的な配置をしながら、柔軟な対応を図ってまいります。

庁内事務のデジタル化を積極的に推進し、事務の進め方を見直し、省力化、迅速化を図り、市民サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ちょっと長くなりました。以上でございます。

○浅野敏明議長 齋藤環樹副市長。

○齋藤環樹副市長 私のほうからは、大項目2の職員の働き方の現状とメンタルヘルスケアの(2)から3点について答弁申し上げます。

まず、(2)のところですが、メンタルヘルスによる職場不適合の状況につきましては、病気休暇の取得に端的に表れるということでございますので、その数字について申し上げたいと思います。

本市のメンタルヘルスに係る病気休暇取得の過去5年間の状況でございますが、平成28年から平成30年までは大体年間1人から3人程度で推移しておりましたが、令和に入ってから少し増加し、今年度、令和3年度は現時点では5名、休職者はゼロという状況でございます。

この数字の捉え方が問題というか、なかなか難しいところございまして、事業者、長井市役所も事業者ですけれども、事業者の安全配慮義務とメンタルヘルスにつきましては、とりわけ2000年、平成12年の、いわゆる電通事件の最高裁判決以降、事業者に対して労働者の健康状態(心の健康状態を含む)を常に把握し、損なうおそれがある場合には、健康状態の増悪を防ぐため、就業上の措置を取ることが求められておまして、地方公務員につきましても、一次から三次までの段階的な予防措置、すなわち一次予防といたしましては実態把握と予防的対策、二次予防といたしまして早期発見、早期対応、三次予防、職場復帰、再発防止などの制度設計がなされております。

長井市役所におきましても、これにのっとり、状況を悪化させないため一次、二次予防対策、すなわち最近のケースで申し上げますと、自己の気づきや上司の指示で早い段階で医療機関を受診するなどの措置を講じている結果、言わばメンタルヘルスケアを受け入れる組織風土づくりも一定程度効果が出ているのではないかと考えています。したがって、病気休暇取得数については、一概にその多寡ではなくて、複合的な評価が必要ではないかと考えております。

現代社会の大きな課題であると言われるメンタルヘルス不調の要因なんですけれども、社会や業務の複雑化、多様化による一人一人の職員、従業員に求められる業務の質や量の変化にも一端があると言われており、先ほどの議員ご指摘の部分にも関係するところだと思います。

それで、市の職員の職場不適合のケースについて具体的に聞いてみますと、これは個人情報にも関わりますので、あくまで一般論として申し上げますけれども、労働時間や職場での人間関係やコミュニケーション不足などの仕事上の問題にとどまらず、家庭環境や育児、親の介護、夫婦、親子関係、経済的問題などの本人の個人的な問題も含めて様々な要因が複雑に絡み合っている場合がほとんどであり、解決はそうは簡単でないというのが実感です。

現状の相談体制でございますが、本人から直接総務課に相談、あるいは所属の上司を通じて相談を受ける体制としております。相談があれば原因の解決方法を話し合い、対応しているところでございます。一般的に自分の個人的な問題はなかなか話せないものですが、いわゆる管理監督者は日頃から部下職員との信頼関係を醸成し、相談しやすい環境を整えておくことが大切ということでございます。管理監督の地位にある職員につきましては、職務の遂行、環境の整備、人間関係の調整、トラブルの解決等の責任を負っていることから、部下職員のみ

ンタルヘルスと密接に関連する立場にあり、職場のメンタルヘルスのキーパーソンという要の位置にあります。したがって、重点的なメンタルヘルス教育も必要と考えております。

議員からご紹介ありましたこのたびの人事異動につきましては、本人から上司に相談があり、本人と面談を行い、原因と対策を話し合うとともに、主治医の診断に基づいた上で、先ほど市長からもございましたが、ちゅうちょなく人事の発令を行ったものでございます。

本人との面談を通して早期復帰が可能な場合は、慎重な手続を踏まえて、本人の能力が最大限発揮できるように対応してまいります。また、研修なども行いながら、上司や職場での相談しやすい雰囲気づくりに取り組むとともに、人事評価の際に行う期首、期末面談等で個別の相談機会を設けることで、業務の管理だけでなく精神や健康等のフォローに取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、(3) ストレスチェックの関係でございます。

まず最初に、ストレスチェックなどの心理テストにつきましては、必ずしも心の健康状態が正確に分かるわけではなく、あくまでも心の一面を見ることができるとのことから、結果が絶対的なものとは考えておりません。重要なのは、この結果をきっかけとして、職員自身、あるいは周りの職員が気づき、自分に合った健康やストレス解消法、あるいは産業医などのカウンセリング、職場状況の課題発見や改善などのトータルなメンタルヘルスケアにつなげていくことだと言われておりますので、そういった観点で答弁を申し上げます。

労働安全衛生法第66条の10の規定に基づき、ストレスチェック実施要綱を定め、職員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援、職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的として

ストレスチェックを実施しております。

チェック後の対応は、高ストレス該当者のうち産業医等の面接指導を希望する職員、の中には実施者の指示により申出の勧奨を受けた者も含んでおりますが、申出により面談を実施し、面接指導の結果を踏まえ、人事異動を含めた就業上の措置を実施するなどの対応を行っております。

個人が特定されない10人以上の所属については、仕事量とそのコントロール、上司、同僚の支援等を指標として集団分析を行っておりますが、必要に応じて総務課や所属長等で職場環境の改善等について相談、調整を行っているところです。

職場復帰に向けた対応といたしましては、職場復帰判定委員会設置要綱に基づきまして、精神的な病気で病気休暇を60日以上取得した職員が復帰を申し出た際は、産業医、衛生管理者、所属長、総務課長等による復帰判定委員会を実施し、復帰が適切かどうか判断の上、復帰する手続を取っております。また、復帰する際は、職場や仕事に慣れるまでの間、最大60日間ですけれども、必要な時間数の休暇を取得することができるものとし、十分に配慮して対応しているところです。

なお、現在の市役所の産業医なんですけれども、消化器内科の医師でございますが、メンタルヘルス対策のキーポイントの一つは専門医の確保が重要とされていることから、今年度から専門の心療内科医等も新たに加えて選定するなど、体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

メンタルを患いますと一度で回復することは難しく、繰り返す可能性のある病気ですので、復帰に当たりまして本人の意思や産業医及び主治医の判断を基に、今後も丁寧な対応を講じてまいりたいと考えております。

最後、(4)のところですが、併任辞

令等による業務の過多等の心配というところでございます。

今年度は、市庁舎移転や新型コロナウイルスワクチン接種など、いや応なしに緊急に対応しなければならない一時的、暫定的な課題に、全庁的に部門や課を横断して対応する必要があるため、併任辞令を発令して業務に当たっていただいているところでございます。

発令に当たりましては、先ほど市長からもございましたように、所属長に相談し、職場状況を考慮の上、併任辞令を発令しておりますので、できる限り本人に負担がかからないような配慮は行っているところです。

しかしながら、他の職員に負担がかかっていないのか時間外勤務などの状況を把握するとともに、所属長に聞き取りを行いながら、場合によっては会計年度任用職員を配置するなど、業務過多にならないように対応してまいりたいと考えております。

○浅野敏明議長 1番、鈴木一則議員。

○1番 鈴木一則議員 ありがとうございます。

内谷議員が前回質問されたのは、ちょっと表向きだけだったので、非常に私も不安の部分があったんですが、具体的に市長から今回お話をいただいたということで、形といたしますか、見えてきたのかなという感じはしています。

新潟山形南部連絡道路の梨郷道路、先の延長も本当は早くしていただきたいわけですが、少なくとも梨郷道路完成が令和5年度ということの目安が出たわけですから、その際にやはり打って出られるような形という部分では早期に体制を整えること、さらに許認可の部分では本当に多いですよ。これはやっぱり市長がやったことがないというお話がありましたけど、私も見てびっくりしたんですが、すごいんですね。全てが該当するわけではないのですが、やはりその部分の対応に精通していかないと大変なこともあるかなと思いますので、ぜひお願いし

たいんですが、最終的に、今考えられる規模というのがどのような形になっていくのか、今の段階で結構ですので、お伺いしたいと思います。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 農振除外のほうを考えると、やっぱり10ヘクタールぐらいが適当なのかなと。先ほど申しあげましたように、5ヘクタールぐらいは欲しいという企業がありますので、それ以外に5ヘクタールぐらいですから、あと二、三社ぐらいで大体できるのかなと思っておりまして、ただ、やっぱり適地というのはそんなに多くないので、まずは10ヘクタールぐらいで、あと2期計画で全体計画としてはプラス10ヘクタール、20ヘクタールぐらいと考えたほうがいいのかと思っております。

なお、新潟山形南部連絡道路で、赤湯から東北中央自動車道入るわけですけども、実はその梨郷道路は飯豊町の境のところなんですけども、できれば348号線の期成同盟会を、準備会をこの間、発足したんですが、その348号線を高規格化して東北中央自動車道路の山形中央インターとかみのやま温泉インターの間のところにスマートインターを今度山形市で要望して、その協議会に私どもも入れてもらってるんですが、そこまでつなげると。そうしますと、できれば、私としては、長井南バイパスからもう1本、西廻り幹線道路ではないんですが、いわゆるあかしや産業団地、成田の工業団地までの重要物流道路については、これは国で認めていただいた道路ですから、この整備をするということで、そこから348号線と287号線をかぶらせて、それ以前は、できれば今泉のその梨郷道路の終点から、川西町を経由せずに西置賜地区を純粋に通って最短で山形市の東北中央自動車道路につなげていくという道路を、時間はかかるかもしれませんが、ぜひ、県の管理道路であります、国の直轄の希望も捨てずに、これやっていくことが、特に立地として非常に重要なこと

思っているところです。

○浅野敏明議長 1番、鈴木一則議員。

○1番 鈴木一則議員 せんだつての348の期成同盟会、準備会では山形市長が会長に就かれたということで、非常にうれしいニュースだなと思います。西置賜地方が裏側の部分で高速交通網から取り残されているということで、市長は以前から、その起爆剤として新山道の関連とともにネットワークということを再三言われてるわけですので、ぜひ長井市のほうも早急にそのめどをつけながら、外にPRできるようなことが必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、メンタルヘルスについて副市長にお伺ひいたします。

いろいろと対策といひますか、把握もされてるところですが、いろいろお聞きすると、併任辞令なり、それから病欠の形で、既存課の転出になる部分といつたら、それはやはり対応という部分で声が聞こえてくるんです。それがすごくやはり重要で、そこに至るまでに気づきといひますか、職場内の早期の気づきを徹底した形でしないとならないのではないかと私は思うのですが、その点についてお伺ひをしたいと思います。

○浅野敏明議長 齋藤環樹副市長。

○齋藤環樹副市長 議員おっしゃるように、気づきが本当に大事だと思います。例えば身体的特徴でいえば、疲労感、腹痛、不眠、頭痛、肩凝り、行動的特徴でいえば、単純なミスを繰り返す、欠勤、遅刻、早退、精神的兆候では抑鬱状態等いろいろございます。こういったところに早く気づいて、周りの者がまず話を聞いてあげるといひことが大事だと思ひておりますので、様々な研修等も含めて、そういった組織風土づくりに努めていきたいと思ひます。

○浅野敏明議長 1番、鈴木一則議員。

○1番 鈴木一則議員 周りの方々がやはり、職

員の信頼を得ていく、相談できることについては本当信頼だと思ひますので、ぜひその点の構築をしっかりしていただけるようお願いしたいといひことで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○浅野敏明議長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○浅野敏明議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

## 渡部秀樹議員の質問

○浅野敏明議長 順位8番、議席番号8番、渡部秀樹議員。

(8番渡部秀樹議員登壇)

○8番 渡部秀樹議員 お疲れさまでございます。緑風会の渡部秀樹です。新しくなりました市庁舎の新議場の壇上に立ち、6割増しで緊張しておりますが、よろしくお願ひいたします。

2008年6月14日、8時43分に起きました岩手・宮城内陸地震から昨日で13年がたちました。この岩手県、宮城県、秋田県にまたがる栗駒山を震源とするマグニチュード7.2、最大震度6強を記録した直下型の大地震、栗原市の職員として、また民間山岳ガイドチームのスーパーバイザーとして、搜索や災害復旧、復興に努めた1年間は、災害に対する私のそれまでの考え方や生き方を大きく大きく変える私のターニングポイントでありました。アウトドアスポーツや